

防毒マスクなどの呼吸用保護具については、労働安全衛生法令において、事業者が労働者に一定の有害作業を行わせる場合に着用させることを義務付けています。これら呼吸用保護具のうち、防毒マスクについては、所要の規格を満たしていることを担保するため、製造者などに対し販売前に型式検定を受けることを義務付けています。

平成 27 年 4 月 8 日に、製造者から、新規に防毒マスクの型式検定申請を行った隔離式防毒マスクのうち、隔離式防毒マスク用吸収缶について、型式検定機関（公益社団法人産業安全技術協会）から、吸収缶が漏気するとの指摘を受け（4 月 2 日）、この隔離式防毒マスク吸収缶及び同形状の 10 種類の吸収缶について、自社において在庫品のサンプル検査を行った結果、一部の製品に漏れが認められたため、出荷停止を行ったこと、また、対象となる型式についての規格不適合の内容などの報告が、厚生労働省に対して行われました。

これを受け、厚生労働省では、同日付で製造者に対して、これらの製品の回収・交換を要請するとともに、規格不適合の隔離式防毒マスク用吸収缶について製造者より任意で提供を受け、平成 27 年 4 月中旬に公益社団法人産業安全技術協会に対して気密試験、除毒能力試験などを依頼し、同年 6 月中旬まで順次試験を実施しました。

また、厚生労働省では、この間、平成 27 年 6 月末日を目処に製造者に対して原因究明・再発防止の報告を求めました。

試験結果においては、製造者より任意で提供を受けた、規格不適合の隔離式防毒マスク用吸収缶の全ての型式において、気密性が規格を満たしていないことが判明しました。一方で、気密性が規格値を満たしていない場合であっても、除毒能力への影響はなく、健康被害のおそれがないものと考えられることも判明しました。また、製造者が行った、規格不適合の隔離式防毒マスク用吸収缶の回収品を用いた除毒能力試験などの社内試験においても、社内基準値を満たしており、使用時間に影響するようなものではないとしています。

こうした中、平成 27 年 7 月 10 日の製造者からの厚生労働省に対する報告によれば、現在も大部分の所有者が特定できていないことから、厚生労働省ではこの事実を厚生労働省ホームページに掲載して、所有者への注意喚起を行います。

記

1 製造者：株式会社 重松製作所

本 社：東京都北区西ヶ原一丁目 26 番地 1 号

2 該当防毒マスク用吸収缶：

（1）型 式 名 称：CA-501/0V

型式検定合格番号：第 TN205 号

個 数：17,378 個

回 収 対 象 期 間：平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

使 用 条 件：有機ガス用



(2) 型 式 名 称：CA-501/HG

型式検定合格番号：第 T229 号

個 数：5,027 個

回 収 対 象 期 間：平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

使 用 条 件：ハロゲンガス用



(3) 型 式 名 称：CA-502/CO

型式検定合格番号：第 T230 号

個 数：2,564 個

回 収 対 象 期 間：平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

使 用 条 件：一酸化炭素用



(4) 型 式 名 称 : CA-5011/AM

型式検定合格番号 : 第 T231 号

個 数 : 8,294 個

回 収 対 象 期 間 : 平成 22 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日

使 用 条 件 : アンモニア用



(5) 型 式 名 称 : CA-51/S0

型式検定合格番号 : 第 T232 号

個 数 : 1,616 個

回 収 対 象 期 間 : 平成 22 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日

使 用 条 件 : 亜硫酸ガス用



3 規格不適合の内容 (公益社団法人産業安全技術協会の試験結果による) :
漏気すること。

(吸収缶の内部に空気を 1,470Pa に達するまで送気し、閉塞状態を保ったまま、
当該吸収缶を水槽に沈めて気泡が漏れ出すことが確認された。)

4 不適合率 (公益社団法人産業安全技術協会の試験結果による) :

(1) 型 式 名 称 : CA-501/OV

型式検定合格番号 : 第 TN205 号

使 用 条 件 : 有機ガス用

50.0% (不具合数 3 個/試料 6 個)

- (2) 型 式 名 称 : CA-501/HG
型式検定合格番号 : 第 T229 号
使 用 条 件 : ハロゲンガス用

66.7% (不具合数 4 個/試料 6 個)

- (3) 型 式 名 称 : CA-502/CO
型式検定合格番号 : 第 T230 号
使 用 条 件 : 一酸化炭素用

66.7% (不具合数 4 個/試料 6 個)

- (4) 型 式 名 称 : CA-5011/AM
型式検定合格番号 : 第 T231 号
使 用 条 件 : アンモニア用

83.3% (不具合数 5 個/試料 6 個)

- (5) 型 式 名 称 : CA-51/SO
型式検定合格番号 : 第 T232 号
使 用 条 件 : 亜硫酸ガス用

66.7% (不具合数 4 個/試料 6 個)

※不適合率は、製造者から任意に提供を受けた不具合の可能性の高いものを抽出して行った吸収缶に関する気密試験の結果であるため、製造者が行った検査による不良率とは異なります。

5 主な原因 :

隔離式防毒マスク用吸収缶を製造する際に使用する巻き締め加工機の部品が、経年使用により摩耗し、隔離式防毒マスク用吸収缶の二重巻き締め部に隙間が生じ気密不良に至ったもの。

6 回収状況について (平成 27 年 7 月 8 日現在) :

- (1) 型 式 名 称 : CA-501/OV
型式検定合格番号 : 第 TN205 号
使 用 条 件 : 有機ガス用
17,378 個のうち 1,960 個は回収済み (回収率 11.3%)
- (2) 型 式 名 称 : CA-501/HG
型式検定合格番号 : 第 T229 号
使 用 条 件 : ハロゲンガス用
5,027 個のうち 753 個は回収済み (回収率 15.0%)
- (3) 型 式 名 称 : CA-502/CO
型式検定合格番号 : 第 T230 号
使 用 条 件 : 一酸化炭素用
2,564 個のうち 392 個は回収済み (回収率 15.3%)
- (4) 型 式 名 称 : CA-5011/AM

型式検定合格番号：第 T231 号

使 用 条 件：アンモニア用

8,294 個のうち 1,256 個は回収済み（回収率 15.1%）

（5）型 式 名 称：CA-51/S0

型式検定合格番号：第 T232 号

使 用 条 件：亜硫酸ガス用

1,616 個のうち 252 個は回収済み（回収率 15.6%）

合計 34,879 個のうち 4,613 個は回収済み。（回収率 13.2%）また、うち 6,406 個については既に廃棄済みであることを確認し、回収済みと併せた 11,019 個については特定済み。（特定率 31.6%）

7 その他（健康被害のおそれについて）

製造者が自社のホームページにおいて6月1日付けで公表している「隔離式防毒マスク用吸収缶の不具合のお詫びと回収について（その6）」や、同月15日付けで公表の「隔離式防毒マスク用吸収缶の不具合のお詫びと回収について（その7）」、同月25日付けで公表の「隔離式防毒マスク用吸収缶の不具合のお詫びと回収について（その8）」の中で、「回収させていただいたお客様の保管品のうち、気密に不具合がある吸収缶を用いて、規格値のガス濃度で除毒能力試験をいたしました。その結果、破過時間は社内基準値と規格値を満足しており、使用時間に影響するようなものではないと考えられます」との記載がありますが、厚生労働省が公益社団法人産業安全技術協会に依頼した試験結果により、除毒能力試験の結果が規格値を満たしていること、また、同時に規格不適合の当該製品を用いて有害ガスの漏れ込みによる除毒能力への影響確認試験を行った結果においても、問題は認められませんでした。したがって、通常の使用において、今回の規格不適合を原因とする健康被害のおそれはないものと考えられます。